

第25回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日（月） 午後2時00分から午後3時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	10	中島 準一
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	11	田村 正弘
委員	1	緩利 哲治	委員	12	田井中 勲
委員	2	林田 清光	委員	13	福井 幸生
委員	3	田畑 啓之助	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	7	小倉 剛	委員	16	寺田 勝典
委員	8	松下 富男	委員	17	瀧井 和雄
委員	9	奥村 喜美子			

5. 欠席委員 議席4番 保井 章 委員
議席6番 伴 慎也 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席15番 川村 克己 委員
議席16番 寺田 勝典 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第117号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第118号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第119号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

○広報編集委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長 大谷 茂

局長補佐 福田 悟司

係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席4番保井章委員、議席6番伴慎也委員の2名で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席15番川村克己委員と、議席16番寺田勝典委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第116号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

3条調書、整理番号10については、議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号27と関連がございますので、一括審議といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第116号、整理番号10と議案第118号、整理番号27については関連があるため一括して説明します。議案書は3条が2ページ、5条が9ページです。参考図は3条が1ページ、2ページ、5条の参考図は、31ページ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。

譲受人及び譲渡人は、農地の有効利用を目的に、営農型太陽光発電事業を始めるための農地の賃貸借についての農地法第5条第1項に基づく申請、及び権利関係を明確にするための地上権設定についての農地法第3条第1項に基づく申請をされました。

まずは、主たる申請である、第5条申請に関する説明から行います。申請地は、農業振興地域整備計画区域内の農用地です。営農型太陽光発電施設であるため、農用区域内農地でも立地については問題ありません。

国からの通知では、許可に関する確認事項として、転用期間が10年以内又は3年以内の一時転用であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱を立てること、支柱は簡易な構造で容易に撤去できること、下部の農地で営農が継続されると認められること、農作物の栽培に必要な日照及び空間が確保されること、周囲の農地の効率的な利用、排水機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること、営農型太陽光発電施設を撤去するのに必要な資力がある

こと、電気事業者と申請者が関係に係る契約を締結する見込みがあること、となっています。計画によると、現状地盤のまま、簡易に撤去できるスクリー管を支柱として使用し、農地上部に太陽光パネルを設置されます。パネルは246枚を設置し、発電施設の出力は99キロワットの計画となっています。転用面積は支柱104本分で0.48平方メートルです。営農計画では、下部の農地では榊を栽培されます。始めのうちは摘心により、管理しやすい高さで、株を大きくすることを優先するため、収穫は少ない計画で、本格的な収穫は8年後を見込まれております。パネルの最低地上高は2.325メートルであり、農作業に支障のない空間が確保されています。また、本件での設備による遮光率は、73.4%とされています。遮光率90%でも生育に支障がないとの意見が付されていることから、必要な日照は得られると考えられます。今回、発電設備の設置のための新たな造成はなく、周辺の農地の効率的な利用、排水機能等に支障を及ぼすおそれはない計画と考えられます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する費用は、借入れとされます。撤去に要する費用については、発電事業者が負担することとして合意されており、その費用も確保されています。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。また、電気事業者と申請者が関係に係る契約を締結する見込みについても、関西電力からの書面にて確認しています。一時転用の許可期間については、本申請に関しては10年以内とできる基準には該当せず、3年以内となります。

以上、農地法第5条の規定に照らし、また、国からの通知に基づき審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議案順とは説明が、前後しますが、ここからは第3条の説明となります。発電設備の設置者と営農者が異なることから、地上権等の設定をするための、農地法第3条第1項の許可を受ける必要があります。また、地上権の設定については、農地法第3条第2項ただし書きの例外規定により、農地法第3条第2項の審査を必要とせず、耕作に支障がなければ許可し得るとなっています。

今回の申請内容は、先程の国の通知の確認事項を満たしていると考えられることから、許可基準を満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号10及び5条調書、整理番号27については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席9番奥村です。

この案件は、3月総会の3条調書、整理番号30と5条調書、整理番号64と同じ譲受人、譲渡人で、農業用ソーラーパネルを設置され、榊を作付けされます。今回、再度申請され、8月6日に橋本推進委員と申請者と私の3人で、榊が植えられる状態まで整備されたことを確認しました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 周辺に農地はなく、農地の集積化等に支障はないことから、農地利用の最適化推進に支障ありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 小倉委員。

小倉委員 議席7番小倉です。
営農型で榊の出荷が8年以降になるということで、現在譲渡人は市外にお住まいですが、8年後の出荷の際にはこちらに戻られるのかどうか、どのようにお聞きされていますか。

議 長 奥村委員。

担当農委 譲渡人は、市外から通いながら現在こんにゃく玉などを栽培しておられ、榊も、譲渡人が栽培されます。農協などに出荷の要領もよくご存じで、農業に対しても熱心な方とお見受けしましたので、榊の作付け・計画において心配はありません。

議 長 小倉委員、よろしいか。

小倉委員 はい。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号10、5条調書、整理番号27について一括して採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、3条調書、整理番号10、5条調書、整理番号27については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きます、3条調書、整理番号11について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号11について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
譲渡人は農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人の経営農地面積は、50アール未満ですが、所有する隣接農地と一体的に利用することから、農地法第3条に定める下限面積要件の例外規定により、許可要件は満たします。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号11については、議席18番西田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席18番西田です。
令和4年3月27日、中本推進委員と譲受人立会いのもと、現地確認をいたしました。しかし、その際の提出書類作成中に、公図が不備であったこと、隣地との境界線の判定が難しかったこと、また、当初予定されていた農地がありましたが、空き家対策のため、空き家で貸す際には農地がある方が有利とのことと言われたようで、譲渡人が判断に迷われたようで書類の整備が遅くなりました。
譲受人は、非常に農業も熱心で、既に耕作されているところも非常に綺麗にされており、積極的に取り組んでいただいている方ですので、何ら問題なく許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号26中本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号26中本です。
譲受人の所有する土地と隣接しており、農地利用の最適化の推進には何ら支障がありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号11について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きますので、3条調書、整理番号12については、次の整理番号13と関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決は個々に行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号12と13については、申請人2人が互いの農地を等価交換するための申請であり、関連があるため合わせて説明します。いずれも、議案書は3ページ、参考図は5ページ、6ページです。

まず、整理番号12番から説明します。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地を、南に隣接する農地を所有する譲受人が一体的に耕作することで経営の効率化を図るため、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法 第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続いて、整理番号13番について説明します。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地を、南北の隣接農地を所有する譲受人が一体的に耕作することで経営の効率化を図るため、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人の経営農地面積は、50アール未満ですが、所有する隣接農地と一体的に利用することから、農地法第3条に定める下限面積要件の例外規定により、許可要件は満たします。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法 第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号12、整理番号13については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席10番中島です。

3条調書、整理番号12と13は、関連がありますので併せて説明します。現地確認は7月12日に申請人立ち会いのもと実施しました。参考図6ページの12番の土地の下側で、南側になりますが、圃場は譲受人が水田を作付けしております。今回、譲渡人が水稻の作付けを依頼したことで話が進みました。13番の土地との土地交換をすると、お互い自宅から近いところで移動時間も少なく、効率よく農業経営が図れることで、所有権移転について合意ができ、申請されました。双方ともこれまでどおり水稻と野菜の作付を実施されます。また、農作業の移動距離が短くなったことで、双方とも喜んでおられます。この申請につきまして、許可相当と見受けられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号31中栄推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 事務局並びに中島農業委員の説明どおりで、特に補足説明等はございません。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号12について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号12については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号13について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号13については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号14について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号14について説明します。議案書は4ページ、参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

相続により取得した空き家及び農地を処分したい譲渡人と、譲受人とが合意され、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号14については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席13番福井です。

7月4日に、譲受人と現地確認しました。譲渡人は、高齢で不在地主であり、隣接する譲受人に話され、合意に至りました。議案書には譲受人の自作地は75.7アールとありますが、法人で水稲28町、WCS1.2ヘクタール耕運、乾燥受託を30ヘクタール等、非常に地域の農業を支えておられることを聞いております。この件も加味しますと、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号36田中推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号36田中です。

申請地については、譲受人の宅地に隣接する土地です。特に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号14について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号14については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号15について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号8について説明します。議案書は4ページ、参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲渡人は、農地の管理が行えないことから、長年譲受人に農地の管理を依頼されていましたが、今般、贈与による所有権移転について合意され、申請されました。譲受人は申請地にて水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号15については、議席15番川村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席15番川村です。
井ノ口推進委員とは別々に現地確認しております。既に環境こだわり看板を立て、綺麗に草刈と田植え等を終えられ、管理についても、周りの水田も綺麗に草刈されておられましたので、特に問題はないと確認をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号38井ノ口推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号38井ノ口です。
地域で積極的に農業に取り組んでおられる譲受人は、いつまでできるか分からないが、地域の営農とかを使い、農地を荒らさないようにやっていきたいと説明を受けました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号15について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号16について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号16について説明します。議案書は5ページ、参考図は9ページから12ページです。申請地は、農業振興地域内の青地及び白地農地です。
譲渡人は農地の管理が行えないことから、長年譲受人に農地の管理を依頼されていましたが、今般、贈与による所有権移転について合意され、申請されました。譲受人は申請地にて水稻及び野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号16については、議席15番川村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席15番川村です。
この件も、井ノ口推進委員とは別々で、単独で現地確認をしました。非常に筆、地番等、字界も分かれており時間を要しました。特に水稻は環境こだわりの看板も上げておられ、綺麗に管理されておられました。面積の狭い所でも綺麗に草刈もされております。案件の内容には、従業員1人を採用してでも、面積拡大をしていくという意気込みが記されており、問題なしと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号38井ノ口推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号38井ノ口です。
この譲受人も地域農業のいわばリーダー的存在で、積極的に農業に取り組まれています。不耕作地においても蕎麦を植えてでも、農地を荒らさずに見守っていききたいという意見でしたので、問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議長 奥村委員。

奥村委員 議席 9 番奥村です。
不耕作地がたくさんありますが、ここは蕎麦を栽培されて、耕作地になると理解してよろしいか。

議 長 川村委員。

担当農委 井ノ口推進委員が述べられたように蕎麦を栽培される予定です。やせ地の山手は、周りも蕎麦が植えられています。確認した時は、草刈が行われている最中でした。現在は、植付けに至っているかわかりませんが、リーダー的な存在であり、耕作されると受けておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 奥村委員、よろしいか。

奥村委員 はい。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3 条調書、整理番号 1 6 について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 1 6 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号 1 7 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 1 7 について説明します。議案書は 5 ページ、参考図は 1 3 ページ、1 4 ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
農業縮小を考えていた譲渡人と、農業拡大を考えている譲受人が、農地の賃貸借について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号17については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席16番寺田です。

譲受人は、先の総会でも市内で2件、3条申請をされており、精力的に農業を頑張って拡大しておられます。昨年末に、福井農業委員と一緒に尋ねて来られ、この農地を借りたいとのことで譲渡人を紹介したところ、話がまとまりました。今後も、この周辺農地で精力的に拡大していきたいと聞いておりますし、また地元も、担い手がいない地域でありますので、歓迎されています。以上のことから、許可相当と思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、区域番号44杉本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号44杉本です。

非常に精力的にやっておられ、今後もいろんな形で農地の開墾に取り組んでいきたいとのことです。全く支障なく耕作されると判断します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号17について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号17については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号18について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号18について説明します。議案書は6ページ、参考図は13ページ及び15ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

農業縮小を考えていた譲渡人と、農業拡大を考えている譲受人が、農地の賃貸借

について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号18については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席16番寺田です。

先ほどの整理番号17と同じ譲受人です。先ほどの整理番号17の譲渡人の紹介で農地を借りられることになりました。この農地は、不耕作になっておりますが、譲渡人がずっと草刈管理されており、すぐにでも耕作できる状態です。作付けに関しては、玉ねぎを予定されており、この秋以降の作付けになると思われま
す。先ほどの整理番号17農地の500メートルほどの道中手前の農地になりますので、耕作上全く問題ないと思います。作付けに関してはこの秋以降、しっかりと確認に行きたいと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、区域番号44杉本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号44杉本です。

積極的に耕作をされています。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号18について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号18については、許可とすることに決定いたします。

議案第116号については、以上であります。

- 議 長 続きまして、議案第 1 1 7 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。
4 条調書、整理番号 5 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第 1 1 7 号、整理番号 5 について説明します。議案書は 7 ページ、参考図
は 1 6 ページ、1 7 ページ、土地利用計画図は 1 8 ページです。申請地は、市街化
調整区域内の第 3 種農地です。
申請地にて自己用住宅の建て替えするための申請です。計画によると、住宅の敷
地として利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は、道路側溝に放流され
ます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないも
のと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事
業に要する資金は借入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。
以上、農地法第 4 条第 6 項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。
- 議 長 4 条調書、整理番号 5 については、議席 8 番松下委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号 8 番松下です。
6 月 7 日、申請人立会いのもと、岡崎推進委員とともに現地確認をし、申請人
から聞き取りを行いました。申請地は、登記簿上の地目は畑ですが、現状は雑種
地のような雑草が繁茂している状態でした。申請人は、現在居住している住宅の
老朽化により、現在進入路として利用している、集落の道路に面した不耕作の土
地を整地して建て替えを計画しており、宅地を確保するため、申請されてもので
す。当該土地の利用目的等は、自宅敷地内での建て替えの予定としての転用申請
であり、転用目的も妥当で周囲にも、特段の影響を及ぼさないと認められます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号 7 岡崎推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号 7 岡崎です。
農地としての利用は充分以前から耕作されてないようで、農地転用するにあた
り影響はほとんどないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以
上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号5について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5については、許可とすることに決定いたします。
議案第117号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第118号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。
5条調書、整理番号23について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第118号、整理番号23について説明します。議案書は9ページ、参考
図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請地は、市街
化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、庭を目的とする、農地の売買です。計画によると、住宅の庭として
利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は、既存水路に放流されます。
以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地
転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自
己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号23については、議席2番林田委員、説明をお願いします。
す。

担当農委 議席番号2番林田です。

7月2日に山中推進委員と現状確認し、譲渡人から説明を受けました。これま
で譲渡人が庭として使用していた土地を非農家である譲受人に渡すため、宅地
に変更されます。許可妥当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたしま
す。以上です。

議長 続いて、区域番号1山中推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号1山中です。
申請地は、農地利用最適化推進に支障がありません。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号23について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号23については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号24について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号24について説明します。議案書は10ページ、参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、自己用住宅建設を目的とする、農地の売買及び贈与です。計画によると、実家の近くで、親の所有する農地を贈与により取得し、住宅建築の適地として考えられましたが、敷地としては狭いことから、隣接する農地を購入して、自己用住宅を建設されます。隣接農地との間にはコンクリート構造物を設置することにより土砂の流出を防ぐ計画で、また、雨水排水は、敷地内に設ける水路で柵に集水して道路側溝に放流し、汚水は、公共下水道へ放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借り入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。また、10平方メートル以下の2筆については、今回の住宅建築にかかる開発許可にあたり申請者にて整備される道路側溝用地となり、開発工事完了後に、市へ移管される予定です。以上です。

議 長 5条調書、整理番号24については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

令和4年5月に、鶉飼推進委員とともに現地確認し、関係者から聞き取りを行いました。申請地は、登記簿上の地目は田ではありますが、現況は畑で長年防草シートが張られて、適正に管理された不耕作の土地でした。申請人の譲受人は、自宅を建設するための土地を確保するため、妻の実家の近くにある妻の父親名義の土地と、隣接する県外の方で地元出身者の所有する土地を譲渡することで話を進めており、双方合意に達したことから、転用申請に至ったものです。申請地は不耕作地ですが、長年防草シート等において適正に管理されており、特段の問題もありませんでした。近年、当該土地の周辺の不耕作地が住宅建設のため、順次宅地化が進展し、新興住宅化しております。このことから、譲受人、譲渡人ともに、土地の権利移転を強く希望されており、当該土地の利用目的等を勘案して、特に問題もないと思慮されることから、許可することが妥当であると認められます。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号6鶉飼推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 松下農業委員とともに現地確認をしました。周囲の農地には影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号24について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号24については、許可とすることに決定いたします。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 続きます。整理番号25について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号25について説明します。議案書は10ページ、参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第1種住居地域の第3種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。譲受人が経営する料理店のための駐車場は、現在、借地であるため、自己所有の駐車場を探しておられました。今回、譲渡人の協力により、店舗に近い申請地を駐車場の適地として、申請されたものです。譲渡人が所有していた周囲の農地については、すべてが農地転用許可を受け、転用されたため、隣地に、耕作されている農地はなく、今回の転用による周辺農地への被害はありません。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られています。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号25については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

譲受人は、料理店を営んでおり、現在店舗の駐車場は近隣の借地を利用しておられ、その土地を譲っていただくようお願いされましたが、地権者の意向で断念となり、代わりに近くで駐車場を探しておられたところ、店舗近くにある譲渡人の土地をお願いされたところ、譲渡人の住まいも遠方で、土地を管理することには困難であり、快く了解され、売買がまとまりました。なお、雨水対策、また排水対策は、地下浸透及び東側の道路側溝に排出され、隣地に影響を及ぼすことはありません。また、地元農業改良組合長の同意も得ておられます。綾戸推進委員とともに現地確認し、説明を受け、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号17綾戸推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事 務 局 譲受人はこれまで別の土地で駐車場を借りておられましたが、今回売買により以前から譲渡人から畑として長年管理していた土地を駐車場とするため、申請されました。近隣に農地もなく、何ら迷惑もかからず、許可相当と考えられます。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号25について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号25については、許可とすることに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号26について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号26について説明します。議案書は11ページ、参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、資材置場を目的とする、農地の贈与です。計画によると、地域の農道の補修に使う砕石や砂利などの資材置場として利用されます。新たな造成工事はなく、雨水排水は水路に放流されます。資材は隣接農地に影響のない場所に置く計画とされています。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　5条調書、整理番号26については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号3番田畑です。

当該地は、昭和63年に圃場整備事業が施行された、最終残地でした。当該地がもともと湿田地帯であり、すべての圃場は約2メートルかさ上げして、現在の圃場となっています。最終残地のため、誰かの名義にして管理しなければならないため、従前の地権者である譲渡人に換地されました。その土地は、当初従前同様窪地になり、農地として利用することができず、周囲と同様にかさ上げされましたが、土壌条件が悪く、農地として利用できないため、家の近くでもあり、資材置き場として利用されていました。譲渡人は、このような状態が続くと、将

来、複雑な問題となりかねないと気にしておられたところ、近くで食品工場が稼働し、駐車場と原料置き場等に利用されていました。その後、令和3年、地縁団体が結成され、地域全体の共有の土地として、多目的に利用できるようにと譲渡人に交渉されたところ、管理の面から、自治会に寄贈することに同意されました。なお、雨水排水対策は、地下浸透及び東側の農地排水溝に排出され、周囲に影響はありません。農業改良組合長の同意も得られています。5月12日に、箭田推進委員とともに、現場確認及び説明を伺い、総合判断し許可相当であると判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号18箭田です。
農地利用の最適化推進に支障ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号26について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号26については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号27につきましては、先ほど審議を終えておりますので、次の整理番号28について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号28について説明します。議案書は11ページ、参考図は34ページ、35ページ、土地利用計画図は36ページです。申請地は、都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、電気工事等を行う譲受人が、申請地隣接の宅地建物を社宅として購入するにあたり駐車場の確保が必要であるとして、北側の隣接農地、及び、道を挟んだ南側の農地を購入し、

駐車場として利用されます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号28については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

6月18日、申請者立会いのもと、服部推進委員と私で現地確認をしました。空き家を購入し、社宅とされます。表と裏に農地があり、駐車場として利用したく申請されました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号21服部推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号21服部です。

空き家を購入され、隣接する土地を駐車場にすることで申請されたもので、問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号28について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号28については、許可とすることに決定いたします。議案第118号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第119号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第119号について説明します。議案書は12ページからです。
今月の決定は6件で、貸し手と農用地の所在、面積、期間等については、利用
権設定等の明細のとおりです。
13ページの利用権等設定総括表をご覧ください。貸借権及び使用貸借権の設
定の面積は20,439平方メートルです。また、借り手の農地台帳による経営
状況は、17ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強
化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました
ら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、議案第119号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、議案第119号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通
知をいたします。
議案第119号については、以上であります。
- 議長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め
ます。
- 事務局 報告します。調書は18ページ、19ページ、参考図は37ページから41ペ
ージです。
今月は、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が4件です。以上で
す。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました
ら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 続きますして、報告事項に入ります。
 まず、**報告事項 1 「広報編集委員会報告事項」**については、福井委員長からお願いします。

福井委員長 ・ 農業委員会だより第 3 5 号の発行

議 長 続きますして、**報告事項 2 「事務局報告事項」**について、お願いします。

事 務 局 ・ 滋賀県農業会議常設審議委員会の結果
 ・ 経過と予定
 ・ 農地パトロール結果

議 長 報告事項は以上です。
 ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。